北海道がん対策基金募金箱設置要領

（趣旨）

1. この要領は、公益財団法人北海道対がん協会会長（以下「会長」という。）が、公益財団法

人北海道対がん協会「北海道がん対策基金設置規程」に基づく各事業を、継続的に実施するために設置する北海道がん対策基金募金箱（以下「募金箱」という。）に関し、必要な事項を定める。

（申請方法）

1. 北海道がん対策基金の目的、趣旨に賛同する、医療機関及び法人、団体、市町村等（以下

「設置協力者」という。）が募金箱の設置を希望する場合、募金箱の設置場所並びに管理者等を定め、北海道がん対策基金募金箱設置申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

（設置方法）

1. 会長は前条に規定する申請を受理したとき、その内容を審査し、適当と認めたときは、設置

協力者に募金箱を交付するものとする。

２　前項の規定により交付を受けた設置協力者は、募金箱の設置年月日等を北海道がん対策基金募金箱設置報告書（様式第２号）により会長に報告しなければならない。

（募金箱の管理）

1. 会長は、北海道がん対策基金募金箱管理簿（様式第３号）を備え、適切に募金箱の設置状況

を把握しなければならない。

２　管理者は、善良な注意をもって募金箱を管理するものとし、募金箱の設置場所等の変更、または破損、紛失をした場合は、北海道がん対策基金募金箱各種報告書（様式第４号）により、速やかに報告しなければならない。

３　管理者は、募金箱を撤去する場合は、北海道がん対策基金募金箱各種報告書（様式第４号）により、速やかに報告しなければならない。

（募金の振り込み）

1. 管理者は、原則年に一度、下記北海道がん対策基金口座に、募金を振り込むものとする。

　　なお、振込手数料がやむを得ずかかる場合、募金額の一部を当該振込手数料に当てて差し支えないものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名等 | 備　考 |
| 北海道銀行 | （支店名）　札幌駅前支店  （口座番号）普通１８７７１２５  （口座名）　北海道がん対策基金 | 本・支店に備え付けの振込用紙により窓口で振り込んだ場合、または現金自動預払機（ＡＴＭ）により振り込んだ場合、振込手数料無料。 |
| 北洋銀行 | （支店名）　札幌南支店  （口座番号）普通４５９１６５０  （口座名）　北海道がん対策基金 | 本・支店に備え付けの振込用紙により窓口で振り込んだ場合、振込手数料無料。 |
| ゆうちょ銀行 | （口座番号）０２７４０－９－１０２０１６  （口座名）　北海道がん対策基金 |  |

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、北海道がん対策基金募金箱設置に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則（令和２年７月１７日）

この要領は、令和２年７月１７日から施行する。